

松江市告示第 117 号

松江市妊婦・パートナー歯科健康診査事業実施要綱（令和 3 年松江市告示第 206 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
(対象者) 第 3 条 略 (1) 妊婦  (2) 前号に掲げる者のパートナー（配偶者及び婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。）	(対象者) 第 3 条 略 (1) <u>初妊婦（母子保健法第 15 条の規定により市長に妊娠の届出をした際に、当該妊娠が初回の妊娠であることを届け出た者又は市外から転入した妊婦であつて、当該妊娠が初回の妊娠であることを市長に申し出た者をいう。）</u> (2) 前号に掲げる者のパートナー（配偶者及び婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。）

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。